

ワンストップ特例制度について

ワンストップ特例制度は、確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合に寄附先の自治体で特例の申請手続きを行うことにより、確定申告の手続きをすることなく、お住まいの市町村に納めるべき住民税の額から控除される、ふるさと納税に伴う寄附金控除手続簡素化のための特例制度です。

◆ワンストップ特例制度にかかる留意事項

- (1) ふるさと納税ワンストップ特例の申請は、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」にご記入の上、ふるさと納税先自治体へ提出することが必要です。
- (2) 転居による住所変更など、申請書の内容に変更があった場合、ふるさと納税をした翌年の1月10日までに「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」をふるさと納税先自治体へ提出する必要があります。（届出書については、ふるさと納税先自治体へご確認ください。）
- (3) 5団体を超える自治体へのふるさと納税をした方、又は、確定申告を行う方が控除を受けるためには、引き続き確定申告書への記載が必要です。
- (4) ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける場合は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われます。ふるさと納税翌年の6月以降に支払う個人住民税額が軽減されます。

※ワンストップ特例制度の申請を希望される方は同封の申請書に必要事項をご記入の上、寄附先自治体の下記の送付先へ郵送により提出をお願いいたします。

◆マイナンバー（個人番号）の提供のお願い

番号法の施行（マイナンバー導入）に伴い、「個人番号確認の書類」と「本人確認の書類」のコピーを「寄附金税額控除に係る申告特例申請」と一緒に郵送することが必須になりました。

【同封いただく書類】

	[個人番号カード] を持っている人	[通知カード] を持っている人 ※氏名・住所等が住民票の記載と異なる 場合は確認書類としてご利用できません。	[個人番号カード]・[通知カード] のどちらも無い人
個人番号確認 の書類	個人番号カードの [裏面]のコピー	通知カードのコピー	個人番号が記載された 住民票のコピー
本人確認 の書類	個人番号カードの [表面]のコピー	下記いずれかの身分証のコピー <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ※写真が表示され、氏名、生年月日 また住所が確認できるように コピーする。	下記いずれかの身分証のコピー <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ※写真が表示され、氏名、生年月日 また住所が確認できるように コピーする。

◆寄附金税額控除に係る申告特例申請書（ワンストップ申請書）送付先について

必要事項をご記入のうえ、寄附をした翌年の1月10日（必着）までにご返送ください。
送付の際には下記を切り取り、宛名としてご利用ください。

〒 340-8550

埼玉県草加市高砂1丁目1番1号

草加市役所 総合政策部 財政課 宛

寄附金税額控除に係る申告特例申請書在中

A. 寄附された元号・年が記載されているかご確認ください。

令和〇年寄附分

市町村民税
道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請書

※印字されている内容に誤りがないか確認し、違う場合は二重線で消し、訂正してご使用ください。

年 月 日 埼玉県草加市長 殿	敬称 氏名	個人番号	生年月日
住所	C. 個人番号(マイナンバー)を記入してください。		
電話番号			

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

B. 太枠の項目を全て記入してください。併せて正しい内容が記載されているかご確認ください。

あなたが支出した地方税法第37条（第8項）の規定による寄附金税額

(注1) 上記に記載した内容

(注2) 申告の特例の適用を

※申請は、住民票記載の住所となります。
※記載内容に間違いがあれば見え消してください。

1. 当日

必ず確認してください。

D. 寄附された年月日と金額をご確認ください。

寄附年月日	寄附金額

2. 申告の特例の

申告の特例の適用を
欄の□にチェックをし

E. 確定申告(または住民税申告)をしない方はチェックしてください。

※確定申告が必要な自営業者の方や、確定申告が不要な給与所得者や年金所得者の方でも、医療費控除等で申告を行う方などは対象となりません。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

①と②どちらも該当する場合のみ、ワンストップ特例申請が可能です。

F. 寄付先の団体が1年間(1月1日～12月31日)で5団体以内であればチェックしてください。(寄附回数ではなく寄付先の数)

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市長をいいます。

G. 添付書類を貼り付けてください。

以下に添付書類を貼り付けてください。

①個人番号確認書類	②本人確認書類
のりしろ	のりしろ
<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカード(裏面) (裏面：個人番号のある面) マイナンバー通知カード <p>どちらかのコピー</p>	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカード(表面) 運転免許証 パスポート 身体障害者手帳(カード型) 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳(カード型) 在留カード 特別永住者証明書
※上記をお持ちでない場合は、個人番号が記載された住民票をコピーして同封してください。	上記いずれかの顔写真付き書類のコピー

※このスペースで貼れない書類については、本紙裏面に張り付けてください。